

障 福 第 538 号
平成 28 年 12 月 19 日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設運営事業者
指定通所支援事業者
指定障害児入所施設運営事業者
指定相談支援事業者

} 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課
障害サービス担当課長
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）
含有保温材等使用実態調査について（依頼）

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別添 1 のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、同局障害保健福祉部長及び老健局長連名で、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について依頼がありました。

また、併せて別添 2 のとおり、同職連名により社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について依頼がありました。

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、平成 17 年 8 月より「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査が実施されてきたところですが、この度、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態について、石綿障害予防規則の改正や総務省行政評価局からの勧告を踏まえ、「調査対象建築物等」を平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物とともに、「調査対象建材」を吹付けアスベスト（石綿）等に加え、アスベスト（石綿）含有保温材等に拡大するなど、これまでの調査内容を見直した上で、改めて全ての施設について調査を実施することとされました。

つきましては、別添 1 及び別添 2 を御参照いただき、アスベスト対策に積極的にお取り組みいただくとともに、改めての調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査表は、障害福祉サービス事業等を行う事業者（法人）毎に取りまとめの上、平成 29 年 1 月 31 日（火）までに御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 調査対象事業者（法人）

「2 調査対象事業所（施設）」に掲げる事業所を県内（指定都市及び中核市を除く。）において運営する事業者（法人）。

2 調査対象事業所（施設）

- (1) 障害福祉サービス事業所（療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う事業所）
- (2) 障害者支援施設
- (3) 居宅介護事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を行う事業所）
- (4) 短期入所事業所
- (5) 共同生活援助事業所
- (6) 相談支援事業所（計画相談支援・地域相談支援を行う事業所）
- (7) 障害児入所施設
- (8) 児童発達支援センター
- (9) 児童発達支援事業所
- (10) 放課後等デイサービス事業所
- (11) 保育所等訪問支援事業所
- (12) 障害児相談支援事業所

3 調査基準日

平成 28 年 12 月 1 日

4 提出書類

- (1) (様式 1ー0) 社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査票（事業者（法人）個表）【県様式】

ア 記載例を参考に、事業者（法人）毎に、前記 2 の「調査対象事業所（施設）」の全てについて一覧で記入してください。欄が不足する場合には、行を追加して記入してください。

イ 事業所が入る施設（建物）の着工時期については、最も着工時期が古い部分について記入してください。

なお、共同生活援助事業所については、最も着工時期の古い共同生活住居（サテライト型住居を含む）について記入してください。

ウ 事業所に関する事項については、事業所番号毎に 1 事業所として記入してください。ただし、「短期入所」については、他のサービスと事業所番号が同一であっても別事業所として記入してください。

エ 事業所の「サービス等の種類」欄については、記載例を参考に適宜略記してください。なお、短期入所については空床型・併設型・単独型の別を（ ）書きで合

わせて記入してください。

(2) (様式1-1) 社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査票(施設個表) 【国様式】

(様式1-0)で「平成18年8月31日以前に着工したと」回答した施設の全てについて、事業所(施設)毎にシート1枚で御回答ください。複数の事業所(施設)が有る場合には、シートをコピーして作成してください。

※ 別紙「社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について(施設用)」を参照の上、御回答ください。

(3) (様式1-2) 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査に係るばく露のおそれのある施設調査表(施設個表) 【国様式】

(様式1-1)で「ばく露のおそれのある施設」と回答した事業所(施設)について記入してください。1事業所(施設)ごとに1枚のシートで御回答ください。複数の事業所(施設)が有る場合には、シートをコピーして作成してください。

5 調査表等掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」
→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「1 神奈川県からのお知らせ」
http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=3&topid=1

6 提出期限

平成29年1月31日(火)

7 調査表提出先

調査表提出先メールアドレス : jigyousho.asbestos.t7dt@pref.kanagawa.jp

問い合わせ先
事業支援グループ 岡崎
電話 045-210-4717(直通)

別 紙

(参考資料)

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

アスベスト（石綿）について

アスベスト(石綿)の概要については、以下のとおりです。

① アスベストとは

アスベスト(石綿)は、天然に産出する鉱物の一種で、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。

しかし、その有害性が明らかになり、現在ではアスベストや、重量の0.1%以上のアスベストを含有する全てのものの製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により禁止されています。

② アスベストの種類（6種類）

建材等に使用されたアスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとされていましたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトが建築物の吹付け材から検出されたことから、この6種類のアスベストを規制の対象としています。

(参考)6種類のアスベスト

旧3種アスベスト	クリソタイル、アモサイト、クロシドライト
新3種アスベスト	トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト

③ アスベストを含む建材の措置

事業者は、労働者が就業する建築物などの天井などに吹き付けられたアスベスト又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷や劣化などでアスベスト等の粉じんを発生するおそれがある場合は、アスベストの除去、封じ込め、囲い込みなどの措置が必要です。

(参考)除去等の措置が必要な建材

レベル1	吹付け材
レベル2	保温材
	耐火被覆材
	断熱材

アスベスト使用実態調査の調査対象について

アスベスト使用実態調査の調査対象については、以下のとおりです。

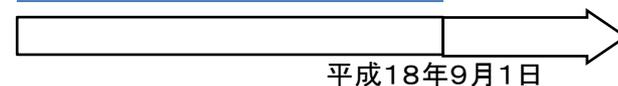
調査対象施設種別

「(別紙1)調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等

調査対象建築物等

平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く
全ての建築物その他の工作物(建築物等)

新築の工事に着手した
全ての建築物等



平成18年9月1日

調査対象建材

調査対象建築物等に使用されている建材であって、以下のアからエに掲げるもの

調査対象建材	内 容
ア 吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)など。
イ アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト(配管)に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。
エ アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版断熱材、石綿煙突用断熱材。

調査対象建材の特定方法

調査対象建材の特定方法については、以下のとおりです。

① 設計図書等による確認

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定します。

その際、「(別紙2)石綿含有建材品目例(参考)」に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられますが、この品目例以外にも調査対象建材に該当する可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意してください。

② 分析調査の実施

設計図書等では確認できない場合は、分析調査を実施します。

アスベストの分析調査については、主に以下のものがあります。これまで、①及び②による分析調査を実施している場合であっても、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合があるため、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施する必要があることに留意してください。

	①「平成8年3月29日付基発第188号通知」又は「平成17年6月22日付基安化発第0622001号通知」による分析調査(※既に廃止済み)	JIS法	
		②JIS法 (JIS A1481)による分析調査(※既に廃止済み)	③JIS法 (JIS A1481規格群)による分析調査
分析対象アスベスト	クリソタイル、アモサイト、クロシドライト(3種類)	主にクリソタイル、アモサイト、クロシドライト(3種類) ※ただし、別途トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトについても解説に分析方法を記載	クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト(6種類)

※①及び②による分析調査の場合、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合もあります

→調査対象建材が使用されていることが判明し、アスベストのばく露のおそれがあるときは、除去等の措置を講じる必要があります。

分析調査の実施に当たっての主な留意点

分析調査の実施に当たっての主な留意点については、以下のとおりです。

原則

設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、**JIS法(JIS A1481規格群)**により、**6種類のアスベストを対象とした分析調査**を実施することを原則とします。

これまでにJIS法(JIS A1481規格群)以外の分析調査を実施している場合

これまでにJIS法(JIS A1481規格群)による分析調査以外の分析調査を実施している場合は、次のとおり分析調査を実施してください。

状況		実施する分析調査
ア これまでに、「平成8年3月29日付基発第188号通知」又は「平成17年6月22日付基安化発第0622001号通知」による分析調査を実施した場合	① アスベスト含有率の分析方法が0.1%までの精度を有する分析調査を実施した場合	JIS法(JIS A1481規格群)により、 トレモライト等 を対象とした分析調査を実施すること。
	② アスベスト含有率の分析方法が0.1%までの精度を有しない分析調査を実施した場合	JIS法(JIS A1481規格群)により、 6種類のアスベスト を対象とした分析調査を実施すること。
イ これまでに、 トレモライト等 を対象としていないJIS法(JIS A1481)による 分析調査 を実施した場合		JIS法(JIS A1481規格群)により、 トレモライト等 を対象とした分析調査を実施すること
ウ これまでに、 6種類のアスベスト を対象としたJIS法(JIS A1481)による 分析調査 を実施した場合		分析調査を改めて実施する必要はない。

調査表の作成について

調査表の作成については、以下のとおりです。

① 調査時点

調査時点は、平成28年12月1日(木)とします。

② 作成する調査表様式

(様式1-1)
施設個表

...調査対象施設(調査対象建築物等を有する施設)が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象施設ごとに作成してください。

※調査を実施していない場合であっても、分析の予定状況を回答し作成してください。

(留意点)

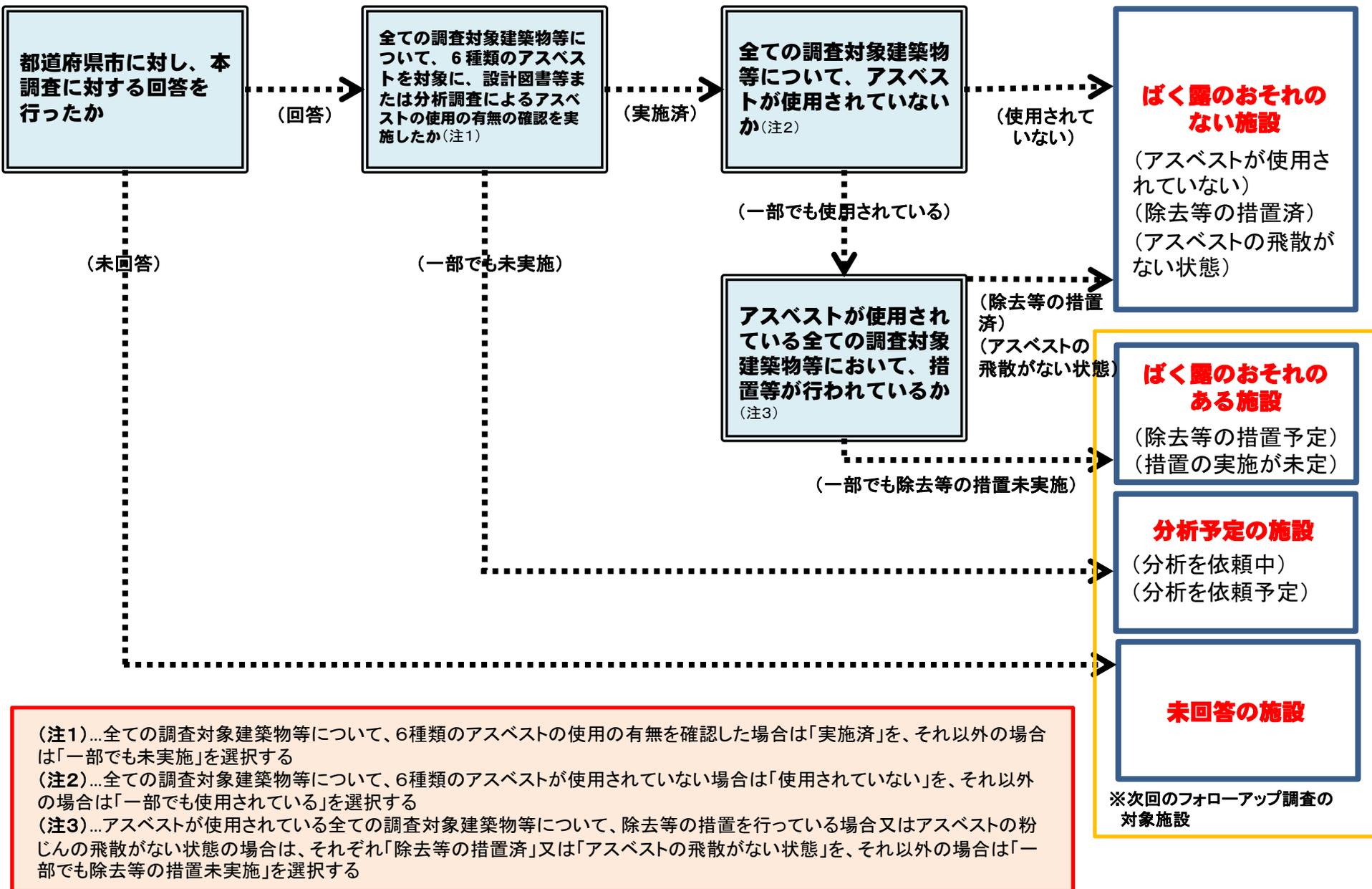
- ①「除去等の措置済」とは、「除去状態」の他に、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」にあるものを指すものであること。
- ②「アスベストの飛散がない状態」とは、「除去等の措置済」ではないが、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散がなく、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。
- ③「除去等の措置未実施」とは、「除去等の措置済」ではなく、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「除去等の措置未実施」については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づき適切な措置を講ずること。
- ④「日常利用する場所」とは、入所者又は職員等が常時利用する場所を指すものであること。
- ⑤「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ⑥「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。また、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。
- ⑦「未定」とは、「措置予定」以外を指すものであること。

(様式1-2)
施設個表

...(様式1-1)において、「ばく露のおそれのある施設」に該当する施設について、調査対象施設ごとに作成してください。

※「ばく露のおそれのある施設」のみ作成してください

【参考】アスベスト使用実態調査による施設の分類の考え方について（1）



【参考】アスベスト使用実態調査による施設の分類の考え方について（2）

(例)

施設①

分析調査等	未実施
アスベスト使用	—
措置等の状況	—

施設②

分析調査等	実施済(3種類)
アスベスト使用	なし
措置等の状況	—

(説明)

調査対象建築物等について、設計図書等または分析調査により、6種類のアスベストの使用の有無を確認していないため、「分析予定の施設」に該当する。

ばく露のおそれなし	ばく露のおそれあり	分析予定
		○

(例)

施設③

分析調査等	実施済(6種類)
アスベスト使用	あり
措置等の状況	未実施

(説明)

調査対象建築物等について、6種類のアスベストを対象とした設計図書等または分析調査による確認を実施したところ、アスベストが使用されているが、除去等の措置が未実施のため、「ばく露のおそれがある施設」に該当する。

ばく露のおそれなし	ばく露のおそれあり	分析予定
	○	

(例)

施設④

分析調査等	実施済(6種類)
アスベスト使用	なし
措置等の状況	—

施設⑤

分析調査等	実施済(6種類)
アスベスト使用	あり
措置等の状況	実施済

(説明)

調査対象建築物等について、6種類のアスベストを対象とした設計図書等または分析調査による確認を実施したところ、アスベストが使用されていない、または、除去等の措置が実施済のため、「ばく露のおそれがない施設」に該当する。

ばく露のおそれなし	ばく露のおそれあり	分析予定
○		